

議案第5号

長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成31年3月5日

長与町長 吉田慎一

提案理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
(平成29年政令第232号)及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴
う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(平成30年厚生労働省令第15
号)並びに技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第
45号)の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第6号中「による」を「に基づく」に改め、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第4号中「卒業した」の次に「(当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。)」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第1項第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。